

馬場ひでゆきの活動日誌

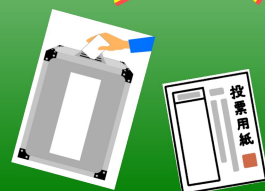
No.90



衆議院解散総選挙

大義はあるの？

いつでもできるの？



議員の解散とは？総選挙はいつでもできるのですか？

議会の解散とは、すべての議員の身分をその任期中に喪失させるものです。衆議院を解散する権能は内閣（実質はその長である首相）が持っています。

解散は「首相の専権事項」として無制限に行使できると思われ、決してそうではありません。

●【憲法の理論】—解散権は制限される

衆議院の解散は、「全国民の代表」で選挙によって選ばれた議員の資格を一方的に奪ってしまふ重大な行為です。そこで、

憲法上は、解散権の行使は制限されると考えられています。

憲法の明文で認められているのは、衆議院が内閣不信任案を決議したときです。この場合は、権力分立の理念に基づき衆議院に対する対抗手段として許容されています（憲法69条）。

ただし、憲法69条以外でも認められる場合があります。解散に伴う総選挙は、それを実施すること、国民の民意を国政に反映することができるといふ民主主義的な価値をもっています。そのため、内閣が政治課題について国民に信を問う必要性（解散の大義）がある場合には、衆議院の解散が許容されると考えるのです。

●【現実の政治】—解散は「首相の専権事項」

しかし、実際の現実政治では、この解散権は無制限に行使されてきました。

最近では、令和3年10月14日、岸田内閣が発足直後に解散権を行使しました。その3年後の令和6年10月9日、今度は、石破内閣が発足直後に解散権を行使しました。

高市首相が解散権を行使したら、前回の選挙から僅か1年余りの期間での解散となります。いずれの場合も、前の内閣が国民からの支持を失って総辞職し、次の内閣が比較的高支持率のうちに政治基盤を安定化させるために解散をしかけようとするんできたものです。

このような解散権行使が事実上積み重なって、解散権は何ら制約されない「首相の専権事項」と言われているわけです。

しかし、憲法の理論からは、解散の大義がないのであれば、

違法な解散権行使が慣習化しているだけに過ぎません。

今度の解散に大義はあるのでしょうか？

岸田内閣も石破内閣も、政治基盤を安定化させることが目的でした。しかし、これは、私利私欲でしかありません。

高市政権の場合も、自民党と日本維新の会の連立政権が、衆議院で過半数ぎりぎりのため政権運営には不安定さが漂います。

また、高市首相の政治資金をめぐる問題や統一教会との癒着が報じられるようになりました。内閣支持率が高い水準を維持しているうちに政権基盤を安定化させたいという目的から解散を考えたのでしょうか。

しかし、国民は物価高による生活苦に喘ぎ、選挙どころではありません。国民そつちのけの解散論議は、憲法の観点からしっかり批判されるべきです。

88号に掲載した日（3/4）が変更になりました

県議会傍聴ツアー

2026年3月5日（木）

★集合時間12時（場所：寺町駐車場）

*大湊・柿崎方面などは途中での乗車も可能ですので申し込み時にお申し付けください。

★参加費 5,000円（当日承ります）

★帰りは馬場も乗車。車中でお弁当を食べながら帰宅（19時半頃到着予定）



お申込み先
馬場ひでゆき事務所
☎025-546-7110

上越市新年祝賀会

1月5日は毎年恒例の上越市新年祝賀会。私は昨年に続き2回目の参加になります。約2千名近くの方が参加されました。これだけ大勢だと誰に話しかけていいのかもわからずにただ広い会場内をウロウロするだけで途方にくれました。たまに知っている人、に声掛けられるとすごく嬉しくなりました。



民商青旗開き

1月10日は上越民商青旗開きで、私は懇親会に参加しました。岩澤会長から、「昨年の『高田夜の街オリエンテーリング』（略して『夜オリ』）は、馬場さんが総会で「やろう」って呼びかけたことで、やるしかないとみんなで決めたんですよ」と言われました。

夜オリはとても楽しい会でしたが、私の言葉がきっかけだったというのを知り、嬉しかったです。今年も是非やってほしいです。

左の写真の隣の方は、仲町でスナックを経営している大ちゃんです。大ちゃんは、岩澤さんから誘われて民商会員になったそうですが、今や若手の中心として意欲的に活動されています。それから、30代の運送業を経営している若者とも話ができました。民商に加入した理由を聞くと、「加入のお誘いをいただいたことにご縁を感じた」からだとのことでした。「自分の年代は、みんな地元を離れて東京に逝ってしまったている。自分は地元を盛り上げていきたい」と言っていました。

民商にも若い方々が入会されてきています。今後の活躍が楽しみです。私も若い皆さんに混じって活動したいと思っています。



1月11日は私の集落で賽の神の行事がありました。9時に集合して準備、点火は午後2時を予定していましたが、午後からは降雪が予想されたため、急遽11時に変更して実施しました。

竹竿の先に吊るしたスルメイカは、強風で勢いのついた火にあつという間にあぶられて焦げ焦げになってしまいました。

この日は上越市内で多くの集落が賽の神を予定していましたが、強風や悪天候が予想されたため、中止された集落も多かったようです。どこも無事に行事が終わるといいですね。



この日は、午前中は青空が広がっていましたが、午後から急に雪が降り出しました。

1月3日～16日

1月5日 上越市新年祝賀会（リージョンプラザ）
 10日 上越民商青旗開き（仲町・「屋台村」）
 11日 地元の集落で賽の神
 11日 柏崎刈羽原発再稼働の是非を考える新潟県民ネットワーク集会（ウェブで参加）
 16日 当事務所で介護問題の勉強会

「冬の選挙は？」

コーン
Break

以下私が聞いた上越市の職員OBのぼやき集です。「冬の選挙だから、積雪があるかもしれない。投票日前日に、投票所は除雪しておく必要がある。当日の朝も雪が降るかもしれないから、朝早めに行って除雪する。ただし、日曜日は道路除雪は普通の日よりも遅い。大雪にでもなれば、投票所に行くのも大変だ。夜は20時に終了すれば、投票箱を21時までに開票所に持っていかなければならない。首相は雪国のことをどれだけわかっているんだろうか」「この時期、自治体は、令和8年度の予算編成の時期になる。予算査定、原課ヒアリング、最終調整といった重要工程が、選挙事務対応と重複してしまう」「総選挙後の政権枠組みや政策方針が確定しないため、国の補正予算や交付金制度の見通しが立ちにくくなる。そのため、当初予算において、細部まで決められず、議会や各担当者には補足的な説明が必要となり、調整負担が増えるんだよ」「花角知事は、冬の時期に行われる選挙について、どう思うかと問われて「致し方ないですね」と言ったそうじゃないか？雪国の県の代表として『困る』とか言ったっていいんじゃないかね。失望したよ」



発行責任者：馬場ひでゆき事務所

住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号

ダイヤパレス高田武番館2階

電話 025-546-7110

ファックス 025-546-7666

メール kengi-babahideyuki@wind.ocn.ne.jp